

導入促進指針の制定について

2018年5月

中小企業庁

0. 導入促進指針とは

- 「導入促進指針」とは生産性向上特別措置法に基づく先端設備等導入の促進に関する制度について、—経済産業大臣が、具体的な方向性・内容等を定めるもの。同時に、自治体で作成する導入促進基本計画に対する同意基準、事業者が作成する先端設備等導入計画の認定基準としても機能。

(導入促進指針)

第三十六条 経済産業大臣は、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の先端設備等（従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。）であって、それを早急に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。以下同じ。）の導入の促進に関する指針（以下「導入促進指針」という。）を定めるものとする。

2 導入促進指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項
- 二 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項
- 三 その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

3～6 (略)

(導入促進基本計画)

第三十七条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、導入促進指針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画（以下「導入促進基本計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 先端設備等の導入の促進の目標
- 二 先端設備等の種類
- 三 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
- 四 計画期間
- 五 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

- 一 当該導入促進基本計画が**導入促進指針に適合するものであること。**
- 二～三

4 (略)

(先端設備等導入計画の認定)

第四十条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

2・3 (略)

4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも**適合すると認めるときは、その認定をするものとする。**

- 一 当該先端設備等導入計画が**導入促進指針**及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に**適合するもの**であること。
- 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 (略)

2. 導入促進指針（案）の概要

先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

- **先端設備等の導入の促進の目標**
市町村(特別区を含む)が**自らの地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等を分析**した上で、**如何に生産性の向上を図るのかの概略を記載**。
- **経営指標**
労働生産性の向上を判断基準とする。労働生産性の向上率は、**年平均3%以上**とする。(5年15%以上、4年12%以上、3年9%以上)

先端設備等の導入の促進に関する基本的事項

- **先端設備等の種類**
中小企業者の幅広い取組を促す。市町村が**地域の状況、特色等に鑑み、先端設備等の種類を限定することも可能**。
- **先端設備等の導入の促進の内容に関する事項**
中小企業者の幅広い取組を促す。市町村が**地域の状況、特色等に鑑み、地域、業種及び事業等を限定し、重点的に支援する分野を定めることも可能**。
中小企業者は、**市町村の枠を超え、海外市場等を見据えた連携その他の多様な事業活動に取り組むことも可能**。
- **導入促進基本計画の期間**
原則**3年間**。市町村が、地域の状況、特色等に鑑み、3年未満とすること可能とし、3年未満とする場合は、導入促進基本計画に理由を記載する。
- **先端設備等導入計画の期間**
先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間、5年間。

その他先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- **地域の特性の活用**
市町村は、自らの地域の状況、特色等を踏まえ、**独自に配慮すべき事項を記載**できる。
- **雇用への配慮**
市町村は、**人員削減を目的とした取組を認定しない**、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、**雇用の安定に配慮**。
- **認定等に対する配慮**
国及び市町村は、**認定の基準等に関する資料を公表**するとともに、**手続簡素化等により中小企業者に対する負担に配慮**。
- **中小企業者に対する施策の総合的推進**
国及び市町村は、経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供、人材の育成又は確保その他必要な施策を総合的に推進するよう努める。
- **計画進捗状況についての調査**
国と市町村は、導入促進基本計画及び先端設備等導入計画の進捗状況を調査し、把握する。